

会費等のお支払いについて

会費等のお支払いについて(Square 株式会社キャッシュ決済サービス)

一般社団法人信州 Sports.College（以下、「本クラブ」という）は、各種別会費のお支払いについて以下の通り定めます。

第1条（定義）

「会員」とは、本規約を承諾のうえ規定の入会手続きを完了後、本クラブで承認したものとする。

第2条（適用範囲）

本規約は、本クラブサービスに関する会員とのすべての関係において適用されます。

第3条（会員規約の変更）

本クラブは、会員の承諾を得ることなく、この利用規約を相当な範囲内で変更することがあります。変更の内容は、本クラブの定める発効日より効力を有します。

第4条（会費）

各種別の会費設定については、別途「会費設定」で定める。

第5条（会費等納入）

各種別の会費設定に定める料金に対して以下の支払い方法を選択できる。

1. 現金（日本通貨）でのお支払い。
2. Square 株式会社キャッシュ決済サービスでのお支払い。

第6条（キャッシュレス決済のご利用）

第5条第2項に定めるキャッシュレス決済について以下に説明する。

1. 「Square 株式会社キャッシュ決済サービス」とは、お客様に、Square 株式会社および当社との間で、三者間契約を結んでいただき、Square 株式会社を通じて、毎月の月会費（会員に対する付随サービスの代金を含みます）及び当クラブで購入された物品・サービスの代金（以下「月会費等」といいます）をお支払いいただく決済サービスです。
2. お客様には、毎月の会費等を Square 株式会社にてお支払いいただくことができます。
3. Square 株式会社への月会費等の支払い方法は、「クレジットカード決済」となっております。
4. 当月分の月会費等は、当月の1日に「請求書」を登録したアドレスに送信いたします。その後クレジットカードでの決済手続きをしていただきます。
5. 何らかの理由により、お客様決算完了が確認出来なかった場合、Square 株式会社より「7日後」に「請求書」が再送信されます。その場合、速やかに期間内にお支払い頂きますようお願いいたします。

第7条（その他）

1. 月会費等のお支払いが滞った場合、解約させていただく場合があります。なお、解約させていただいた場合、解約となった日までの月会費等を請求させていただきます。
2. Square 株式会社へのお支払いが滞り、Square 株式会社をご利用できなくなる場合も同様のお取り扱いとなります。
3. 月会費制のお客様におかれましては、契約成立後、契約が終了する日までは、サービスご利用の有無にかかわらず月会費をお支払いいただきます。
4. 一旦納入いただいた月会費等は、法令の定めまたは当社が認める理由がある場合を除き、返還できません。